

果実関係事業に係る業務方法書 新旧対照表（令和6年度見直し分）

変 更 後	現 行
<p>第1条～第2条 （略）</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 協会は、定款第4条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）、<u>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別記1の別紙2</u>（以下、「先導支援要綱」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、優良苗木生産推進事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業<u>及び果樹先導的取組支援事業（先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）</u>の実施並びにこれらの事業に対する補助</p> <p>(3)～3 （略）</p> <p>（事業の実施に対する補助）</p> <p>第4条 協会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、優良苗木生産推進事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業<u>及び果樹先導的取組支援事業</u>を実施する者に対して補助する。</p> <p>第5条～第8条 （略）</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、持続的生産要領、<u>先導支援要</u></p>	<p>第1条～第2条 （略）</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 協会は、定款第4条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、協会の目的を達成するために必要な事業を行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、<u>新品目・新品種導入実証等事業</u>、優良苗木生産推進事業、<u>花粉専用園地育成推進事業</u>、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施並びにこれらの事業に対する補助</p> <p>(3)～3 （略）</p> <p>（事業の実施に対する補助）</p> <p>第4条 協会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、<u>新品目・新品種導入実証等事業</u>、優良苗木生産推進事業、<u>花粉専用園地育成推進事業</u>、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を実施する者に対して補助する。</p> <p>第5条～第8条 （略）</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、持続的生産要領、中央果実協</p>

<p><u>網及び</u>中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。</p> <p>(2)～第18条の(3) (略)</p> <p>(4) 持続的生産要領第5の4に基づき、事業実施者及び支援対象者のうち農業生産活動を実施する者は、<u>環境負荷低減チェックシート</u>を用いた自己点検を実施することとし、協会はこれを適切に指導するものとする。</p> <p>第19条～第20条の(2) (略)</p> <p>(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては実績面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上<u>(病害虫による被害が発生した場合の改植にあっては、この限りではない。)</u>であること。</p> <p>第20条の(4)～第39条2の(1)のウ (略)</p> <p><u>(2) 削除</u></p>	<p>会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。</p> <p>(2)～第18条の(3) (略)</p> <p>(4) 持続的生産要領第5の4に基づき、事業実施者及び支援対象者のうち農業生産活動を実施する者は、<u>みどりのチェックシート</u>を用いた自己点検を実施することとし、協会はこれを適切に指導するものとする。</p> <p>第19条～第20条の(2) (略)</p> <p>(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良、<u>特認植栽又は新植</u>を実施する場合にあっては実績面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。</p> <p>第20条の(4)～第39条2の(1)のウ (略)</p> <p><u>(2) 産地協議会の推進事務費</u></p> <p><u>ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画を協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>イ 協会は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、中央果実協会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。</u></p> <p><u>ウ 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書を協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>エ 協会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書を取りまとめて、中央果実協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>オ 協会は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。</u></p> <p><u>カ 産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>キ 協会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出さ</u></p>
---	--

第40条～第61条 削除

第5節 削除

第62条～第67条の(3) 削除

れた場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書を取りまとめて、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

ク 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

第40条～第61条 (略)

第5節 新品目・新品種導入実証等事業  
(事業の内容)

第62条 新品目・新品種導入実証等事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、協会とする。

(中央果実協会が特認する支援対象団体)

第63条 持続的生産要領Ⅰの第2の3の(3)の「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第64条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅰの第2の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第65条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(1)の交付申請と併せて協会に提出する。

2 協会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ北海道知事と協議した上で、第66条の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。

<p>第<u>5</u>節</p> <p>第<u>6 2</u>条</p> <p>第<u>6 3</u>条</p> <p>第<u>6 4</u>条</p> <p>第<u>6 5</u>条</p> <p>第<u>6 6</u>条</p>	<p><u>3 協会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第66条の交付決定の通知と合わせ、速やかに取組主体に通知するものとする。</u></p> <p><u>(補助金の交付申請)</u></p> <p><u>第66条 協会は、持続的生産要領Iの第2の10の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。</u></p> <p><u>(事業の実績報告及び補助金の交付)</u></p> <p><u>第67条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 協会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。</u></p> <p>第<u>6</u>節</p> <p>第<u>6 8</u>条</p> <p>第<u>6 9</u>条</p> <p>第<u>7 0</u>条</p> <p>第<u>7 1</u>条</p> <p>第<u>7 2</u>条</p>
---	---

第 67 条

第 68 条

第 7 節 削除

第 75 条～第 84 条 削除

第 73 条

第 74 条

第 7 節 花粉専用園地育成推進事業

(事業の内容)

第 75 条 花粉専用園地育成推進事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、協会とする。

(中央果実協会が特認する支援対象者)

第 76 条 持続的生産要領Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第 77 条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

(事業実施計画の承認等)

第 78 条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第3の9の(1)の交付申請と併せて産地協議会に提出する。

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第81条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第79条の(2)の交付申請と併せて協会に提出する。

(4) 協会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ北海道知事と協議した上で、中央果実協会に第79条の(1)の交付申請と併せて、協議するものとする。

(5) 協会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第79条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第79条 協会は、持続的生産要領Ⅱの第3の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これをとりまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第80条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第81条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、協会に提出するものとする。

(3) 協会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

(4) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合

<p>第6節</p> <p>第69条</p>	<p>は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。</p> <p><u>(産地協議会による事前確認及び事後確認)</u></p> <p>第81条 第78条第3号の事前確認及び第80条第2号の事後確認は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事前確認は、第31条に準じて行う。</p> <p>(2) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事後確認は、第32条に準じて行う。</p> <p><u>(事業実施状況の報告等)</u></p> <p>第82条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに協会に報告するものとする。</p> <p>2 協会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。</p> <p><u>(事業の評価)</u></p> <p>第83条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに協会に報告するものとする。</p> <p>2 協会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。</p> <p><u>(補助金交付事務の委任)</u></p> <p>第84条 支援対象者は、第79条及び第80条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。</p> <p>第8節</p> <p>第85条</p>
------------------------	---

第70条

第7節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容等)

第71条 果樹先導的取組支援事業は、先導支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第71条の2 補助対象となる取組は、以下の通りとする。

(1) 第15条の(1)で定める省力樹形や省力的な栽培方法(園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法をいう。)、優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。))及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理

(2) 第15条の(2)で定める小規模園地整備

(3) 第15条の(4)で定める用水・かん水設備の整備

(4) 第15条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備

(5)改植・新植と一体として行う病害の低減に資する雨よけ設備の整備

(6)技術実証・展示(社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証及び新技術等の展示ほの設置をいう。以下同じ)

(7)品質向上(慣行栽培から有機栽培への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析をいう。)

(8)品目等転換検討・調査(果樹から茶又は花きへの転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討をいう。)

(9)栽培環境整備(果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入をいう。)

(10)研修の開催等(新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、果樹から茶又は花きへの転換先の品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等をいう。)

(11)推進事務((1)から(10)までの取組を実施するための推進事務をいう。)

2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/

第86条



2以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額（22万円／10a）とし、品目等転換検討・調査・栽培環境整備・研修の開催等及び協会が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。

3 果樹先導的取組支援事業の未収益期間の幼木管理支援の対象となる取組については、第45条を準用する。

（中央果実協会が特認する支援対象者）

第71条の3 先導支援要綱Ⅰの第2の3の(6)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導支援要綱第2の1の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の取組については第14条第1項で中央果実協会が認める者とし、先導支援要綱第2の1の(4)、(5)及び(10)の取組については第14条第2項で中央果実協会が認める者とする。

（事業実施計画の手続き）

第71条の4 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、先導支援要綱Ⅰの第5の果樹先導的取組支援事業実施計画（以下、本節において「先導果樹実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。また、先導支援要綱第2の1の(4)のうち技術の実証の取組を、先導支援要綱Ⅰの第2の3の(4)の支援対象者が行う場合は、農地中間管理機構を通じて行うものとする。

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から先導果樹実施計画が提出されたときは、当該計画について、第71条の7に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、先導果樹実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を協会に提出する。

(4) 協会は、先導果樹実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び中央果実協会に協議するものとする。

(5) 協会は、中央果実協会から承認通知があったときは、先導果樹実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第71条の5 本事業の補助金交付の申請手続きは、第26条に準じて行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第71条の6 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、事業報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第71条の7に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、協会に提出するものとする。

(3) 協会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

(4) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(5) 先導支援要綱Ⅰの第2の3の(4)の支援対象者の場合及び同一の園地において改植等を行う者と異なる者が未収益期間の幼木管理支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第71条の7 第71条の4の(2)の事前確認及び第71条の6の

(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1) 事前確認は、第31条に準じて行う。

(2) 事後確認は、第32条に準じて行う。

(3) 4年後及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。

(4) 先導支援要綱Ⅰの第4の(3)の要件の確認は、前号の4年後の確認と併せて行う。ただし、先導支援要綱第2の1の(4)のうち技術の実証の取組については事業実施の翌年度までに確認するこ

と。

(補助金交付事務の委任)

第71条の8 支援対象者は、第71条の5及び第71条の6に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第71条の9 第71条の2の(6)の取組の実施にあたっては、都道府県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を協会に報告するものとする。

2 先導支援要綱第2の2の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央果実協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央果実協会に直接行うものとする。

第72条 協会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、優良苗木生産推進事業及び自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第73条

第74条

第75条

第76条

(財産処分等の手続)

第77条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進

第87条 協会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業及び自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第88条

第89条

第90条

第91条

(財産処分等の手続)

第92条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進

条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業及び果樹先導的取組支援事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、協会の承認を受けなければならない。

また、協会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業(果樹先導的取組支援事業による未収益期間の幼木管理支援を含む。以下同じ。)の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により協会に届け出るものとする。

### 3 削除

条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、協会の承認を受けなければならない。

また、協会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により協会に届け出るものとする。

3 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権

<p><u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u></p> <p>第<u>78</u>条</p> <p>第<u>79</u>条</p> <p>第<u>80</u>条</p> <p>(各種施策との連携)</p> <p>第<u>81</u>条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業<u>及び果樹先導的取組支援事業</u>の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。</p> <p><u>附則(令和6年3月21日第4回理事会承認)</u></p> <p><u>1 この業務方法書の変更は、令和6年5月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 変更前の規定による果樹先導的取組支援事業については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>若しくは貸借権等</u>を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、<u>実施細則に定める様式により協会に届け出るものとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u></p> <p>第<u>93</u>条</p> <p>第<u>94</u>条</p> <p>第<u>95</u>条</p> <p>(各種施策との連携)</p> <p>第<u>96</u>条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、<u>未来型果樹農業等推進条件整備事業</u>の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。</p>
--	--